

第5期神戸市障がい福祉計画

第1期神戸市障がい児福祉計画

(案)

神戸市

# I 計画策定にあたって

## 1. 趣旨

第5期神戸市障がい福祉計画ならびに第1期神戸市障がい児福祉計画(以下、「本計画」という。)は、障害者権利条約の理念をふまえて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され」「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」(障害者基本法第1条)ため、国の基本指針(平成29年厚生労働省告示第116号)に即して、障がい者および障がい児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

## 2. 位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画です。

また、障害者基本法に基づく「神戸市障がい者保健福祉計画2020」と一体となって障がい者および障がい児の福祉施策を推進していこうとするものです。

## 3. 計画期間

本計画は、平成32年度を目標年次とし、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3か年です。

## 4. 対象

本計画の対象となる障がい者並びに障がい児の範囲は、障害者総合支援法又は児童福祉法に定める「身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児」です。

## 5. 計画の検証

本計画は、PDCAサイクルを導入し、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を変更することその他の必要な措置を講じます。そのため、成果目標及び指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、評価の際には、神戸市障害者施策推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。また、今後の国の障がい者施策の動向にも対応し見直していきます。

## 6. 計画の基本的な考え方

本計画では、次に掲げる事項について成果目標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進めます。

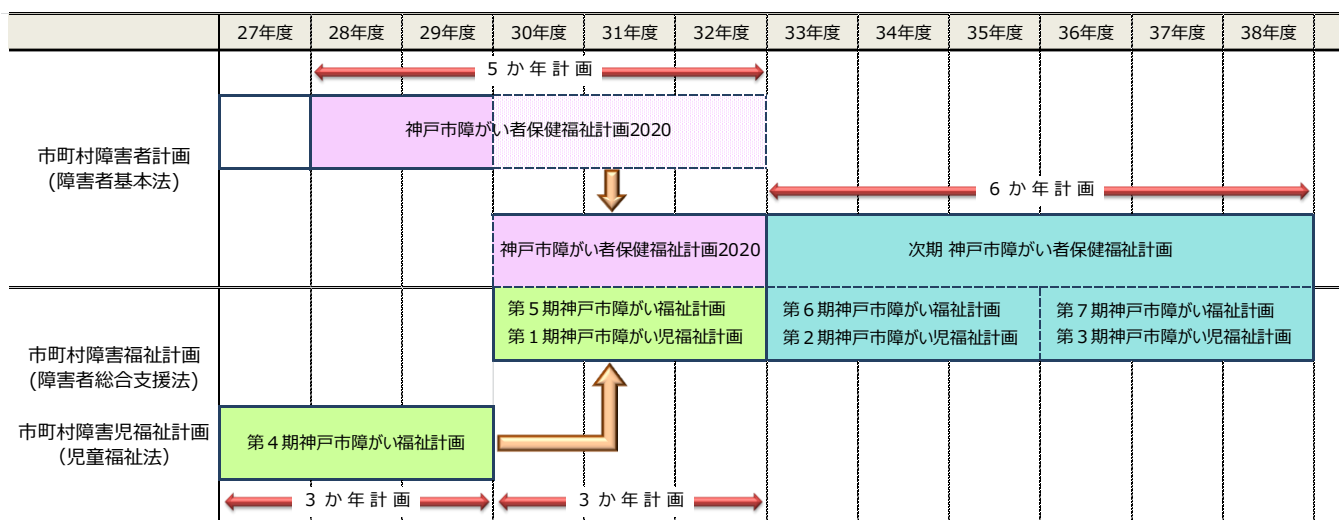
- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

## 【参考】本計画と神戸市障がい者保健福祉計画との関係について

本計画と障害者基本法に基づく『神戸市障がい者保健福祉計画 2020』とは、神戸市における障がい者の福祉施策について、互いに連携し、整合性をとりながら推進していく必要があります。

本計画の策定にあたり、現在5か年の計画としている『神戸市障がい者保健福祉計画 2020』の30年度以降の3年間と本計画を一体的なものとして策定します。

また、次期「神戸市障がい者保健福祉計画」の策定の際には、計画期間を6か年の計画とし、前半3か年を『第6期神戸市障がい福祉計画』および『第2期神戸市障がい児福祉計画』、後半3か年を『第7期神戸市障がい福祉計画』および『第3期神戸市障がい児福祉計画』と統合して策定することとします。



### 「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」の「害」の字には、負のイメージがあり、その表記が障がい者や市民に不快な思いを与える場合があります。かつては、「害」ではなく、「さまたげる」「さえぎる」という意味の「碍」を用いて、「障碍」としていた経緯もありますが、「碍」は常用漢字となっていないため、用いられる例も少なくなっています。

「障害」のひらがな表記については、障がい者や関係者の中でも意見が分かれています。国の障がい者制度改革推進会議の意見では、国民各層における議論の動向を見守りながら、引き続き審議を行うこととしています。

神戸市では、神戸市障がい者保健福祉計画2010後期計画（平成19年2月策定）から、計画の中で「障がい」と表記しています。

ただ「障がい」も一般的な表記でないため、本計画においても試行的に実施するものとします。

### 障害者総合支援法第四条第一項（抜粋）

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

### 児童福祉法第四条第二項（抜粋）

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

## Ⅱ 計画の基本的な考え方及び成果目標

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めます。

#### ◎成果目標

##### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数は、平成 26 年度 48 人、平成 27 年度 39 人、平成 28 年度 43 人となっています。平成 28 年度末時点の施設入所者数 1,361 人の 9%以上が地域生活へ移行できるよう、平成 30 年度から新たにはじまる自立生活援助事業なども活用し、毎年度 41 人以上、平成 30 年度から 32 年度までに 123 人以上の人が福祉施設から地域生活へ移行することをめざします。

##### ②福祉施設に入所している障がい者数

神戸市民の施設入所者数は、平成 26 年度末 1,382 人、平成 27 年度末 1,381 人、平成 28 年度末 1,361 人となっています。

地域移行等により毎年 110 人程度が福祉施設から退所していますが、入所も毎年同程度あります。また、待機者数も相当数あるところです。入所者の高齢化、重度化が進むなか、施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

入所者の居住環境の向上に努めるとともに、グループホームの増設と市内の地域偏在の解消に努め、また、重度対応型グループホームについての整備も進め、障がい者が地域で暮らせるように取り組みます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 : p 3～5, 25～28

- ◆グループホームの整備
- ◆短期入所施設の整備
- ◆生活介護事業所の整備
- ◆地域支援機能強化専門員の配置
- ◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- ◆体験型グループホームの利用促進

## 【福祉施設からの地域移行者数・施設入所者数】

(単位：人)

|    |            | 福祉施設からの退所者数 |            |             | 新規入所 | 施設入所者数<br>(各年度3月時点) |
|----|------------|-------------|------------|-------------|------|---------------------|
|    |            | 合計          | 内訳         |             |      |                     |
|    |            |             | 地域生活<br>移行 | 他施設・<br>病院等 |      |                     |
| 実績 | 26年度       | 107         | 48         | 59          | 118  | 1,382               |
|    | 27年度       | 111         | 39         | 72          | 110  | 1,381               |
|    | 28年度       | 112         | 43         | 69          | 92   | 1,361               |
|    | 29年度(4期計画) | —           | 41         | —           | —    | —                   |
| 計画 | 30年度       | —           | 41         | —           | —    | —                   |
|    | 31年度       | —           | 41         | —           | —    | —                   |
|    | 32年度       | —           | 41         | —           | —    | —                   |

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めます。

### ◎成果目標

#### ①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

関係機関の協議の場として、全市の「地域移行・地域定着推進連携会議」を開催し、入院中の精神障がい者の地域移行に係る事項や、ピアサポートの活用に係る事項、関係職員に対する研修に係る事項等について協議をしています。その協議内容や地域の課題を共有し、実務者レベルで検討を行う場として「地域移行・地域定着推進検討会」も設置しています。今後、既存の神戸市地域自立支援協議会等との連携を図ります。

また、措置入院者等の精神障がい者の継続支援を行うため、各区で関係機関による協議会を開催します。区の協議会は、平成 29 年度中に開催可能な区からモデル実施し、平成 30 年度以降に全区での開催を目指します。

#### ②平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 3 か月時点の退院率

平成 28 年 6 月の入院後 3 か月時点の退院率は 56.3%です。大きな変動もなくほぼ横ばいで推移しています。

平成 26 年 4 月から施行された改正精神保健福祉法により、精神科病院に対し、医療保護入院者への退院後生活環境相談員の配置などが義務付けられたことから、精神医療審査会及び実地指導において病院での退院に向けた取り組みについて確認・助言等を行っていくことで、入院後 3 か月時点の退院率を毎年 3%増やしていき、平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とします。

#### ③平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 6 か月時点の退院率

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた取り組みや、改正精神保健福祉法を受けた病院の取り組みの強化などにより、入院後 6 か月時点の退院率を毎年 0.5%増やしていき、平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 6 か月時点の退院率を 84%以上とします。

#### ④平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 1 年時点の退院率

平成 28 年 6 月の入院後 1 年時点の退院率は 91.8%です。入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた取り組みや、改正精神保健福祉法を受けた病院の取り組みの強化などにより、入院後 1 年時点の退院率を毎年 0.5%増やしていき、平成 32 年 6 月の入院患者の入院後 1 年時点の退院率を 92.5%以上とします。

#### ⑤平成 32 年 6 月の精神病床における一年以上長期入院患者数(65 歳以上)

#### ⑥平成 32 年 6 月の精神病床における一年以上長期入院患者数(65 歳未満)

平成 28 年 6 月時点の長期入院患者数は、1,641 人です。地域移行等の取り組みを推進することによって、長期入院患者数を減らしていきます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 : p 3～8, 11～15, 25～28

- ◆グループホームの整備
- ◆短期入所施設の整備
- ◆生活介護事業所の整備
- ◆地域支援機能強化専門員の配置
- ◆地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進
- ◆体験型グループホームの利用促進
- ◆入院患者の退院に向けた意欲喚起・病院スタッフなどの地域移行に対する理解促進
- ◆地域生活における支援の連携

【入院患者の退院率 実績・計画】

|    |              | 3 か月後の<br>退院率 | 6 か月後の<br>退院率 | 1 年後の<br>退院率 |
|----|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 実績 | 26 年度        | 53.9%         | —             | 88.8%        |
|    | 27 年度        | 55.9%         | —             | 93.6%        |
|    | 28 年度        | 56.3%         | —             | 91.8%        |
|    | 29 年度(4 期計画) | 60%           | —             | 91%          |
| 計画 | 30 年度        | 63%           | 83%           | 91.5%        |
|    | 31 年度        | 66%           | 83.5%         | 92%          |
|    | 32 年度        | 69%           | 84%           | 92.5%        |

【長期在院者数 実績・計画】

|    |              | 1 年以上長期在院者数 |        |         |
|----|--------------|-------------|--------|---------|
|    |              | 65 歳以上      | 65 歳未満 | 全体      |
| 実績 | 26 年度        | 889 人       | 880 人  | 1,769 人 |
|    | 27 年度        | 892 人       | 800 人  | 1,692 人 |
|    | 28 年度        | 908 人       | 733 人  | 1,641 人 |
|    | 29 年度(4 期計画) | —           | —      | 1,570 人 |
| 計画 | 30 年度        | 924 人       | 646 人  | 1,570 人 |
|    | 31 年度        | 931 人       | 639 人  | 1,570 人 |
|    | 32 年度        | 942 人       | 628 人  | 1,570 人 |

### 3. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の地域生活を支援します。

#### ◎成果目標

##### ①地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の地域生活を支援します。

整備にあたっては、平成30年度より各区に順次設置していく障害者支援センター(仮称)の機能を活用し、地域生活支援拠点として位置づけていきます。

神戸市自立支援協議会等の意見を踏まえ、配置数や、拠点としてのあり方、地域福祉など関係分野との連携などについて検討を行っていきます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 : p 3～15, 22～28

- ◆地域生活支援拠点の整備
- ◆障害福祉サービスの充実
- ◆保健・医療との連携
- ◆防災活動、緊急時の情報提供
- ◆相談窓口の充実、相談支援体制の重層化、ネットワーク化
- ◆地域で支える仕組みの構築、人材の発掘・養成



#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の就労を推進し、「働きたい」「働き続けたい」障がい者を支援します。

##### ◎成果目標

##### ①就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者

##### ②就労移行率が3割以上の就労移行支援の事業所数

平成30年4月より、法定雇用率が引き上げられるなど就労機会の拡大が期待されており、これまでの取り組みに加え、短時間雇用の創出、ICTを活用した在宅就労支援、介護事業所での就労促進など多様な働き方の創出に向けた取り組みを推進することで、平成32年度における一般就労への移行者を、平成28年度の移行実績296人の1.5倍444人以上とし、また、平成32年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合を、55%以上とすることをめざします。

##### ③就労移行支援事業の利用者数

平成29年3月の就労移行支援事業所の利用者337人を2割以上増やして、平成33年3月の就労移行支援事業所の利用者を405人以上とすることをめざします。

##### ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

平成30年度から新たにはじまる「就労定着支援事業」により支援を受けた障がい者の支援開始から1年後の職場定着率について、平成31年度、平成32年度いずれも80%以上とすることをめざします。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画2020：p29～32

- ◆相談支援の推進
- ◆就労機会の拡大
- ◆関係機関との連携強化
- ◆職場定着支援及び離職者への再チャレンジの支援
- ◆特別支援学校の生徒・卒業生に対する就労支援

#### 【福祉施設から一般就労への移行 実績・計画】

|    |            | 一般就労への<br>移行者数 | 就労移行率3割<br>以上の事業所数 | 就労移行支援<br>事業利用者数 | 1年後の<br>職場定着率 |
|----|------------|----------------|--------------------|------------------|---------------|
| 実績 | 26年度       | 187人           | 42.9%              | 246人             | —             |
|    | 27年度       | 213人           | 42.3%              | 291人             | —             |
|    | 28年度       | 296人           | 60.7%              | 337人             | —             |
|    | 29年度(4期計画) | 370人           | 50%                | 395人             | —             |
| 計画 | 30年度       | 401人           | 55%                | 390人             | —             |
|    | 31年度       | 422人           | 55%                | 398人             | 80%           |
|    | 32年度       | 444人           | 55%                | 405人             | 80%           |

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を進めます。

### ◎成果目標

#### ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては市内で8か所（平成29年8月現在）、及び保育所等訪問支援については市内で7か所（平成29年8月現在）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後も、地域間バランスを考慮しながら必要数の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実のための取り組みを進めます。

#### ②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で6か所（平成29年8月現在）及び放課後等デイサービスは市内で6か所（平成29年8月現在）の事業所が指定を受けて事業を実施しています。今後も、地域間バランスを考慮しながら、重症心身障がい児を支援する事業所の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保に努め、医療的ケアのいる重症心身障がい児も含めた受け入れ促進のための取り組みを進めます。

#### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、平成27年度に「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議」を設置（保健福祉局）し、平成29年度には、神戸市療育ネットワーク会議に「医療的ケア児の支援施策検討会議」（こども家庭局）を設置しています。今後は、これらの場において医療的ケア児支援のための協議を進めます。

[参照] 神戸市障がい者保健福祉計画 2020： p 35～42

◆障がい児相談支援の推進

◆障がい児支援の推進

### Ⅲ 障がい福祉サービス等の見込量

| 内容                    |                | 単位             | 実績      |         | (見込)    | 見込(量)   |         |         |
|-----------------------|----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                       |                |                | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H31年度   | H32年度   |
| 訪問                    | 訪問系サービス<br>合計  | 利用者数<br>(人/月)  | 3,474   | 3,594   | 3,737   | 3,887   | 4,045   | 4,211   |
|                       |                | 延べ時間<br>(時間/月) | 125,313 | 128,433 | 133,367 | 138,550 | 143,998 | 149,731 |
|                       | 居宅介護           | 利用者数<br>(人/月)  | 2,642   | 2,757   | 2,896   | 3,042   | 3,195   | 3,356   |
|                       |                | 延べ時間<br>(時間/月) | 55,695  | 56,743  | 58,477  | 60,264  | 62,105  | 64,003  |
|                       | 重度訪問介護         | 利用者数<br>(人/月)  | 287     | 280     | 271     | 262     | 254     | 246     |
|                       |                | 延べ時間<br>(時間/月) | 57,374  | 58,679  | 60,555  | 62,491  | 64,489  | 66,550  |
|                       | 同行援護           | 利用者数<br>(人/月)  | 507     | 513     | 523     | 534     | 545     | 556     |
|                       |                | 延べ時間<br>(時間/月) | 11,063  | 11,771  | 12,991  | 14,337  | 15,822  | 17,461  |
| 行動援護                  | 利用者数<br>(人/月)  | 38             | 44      | 46      | 49      | 52      | 54      |         |
|                       | 延べ時間<br>(時間/月) | 1,181          | 1,240   | 1,345   | 1,459   | 1,583   | 1,717   |         |
| 日<br>中<br>活<br>動<br>系 | 生活介護           | 利用者数<br>(人/月)  | 3,023   | 3,081   | 3,149   | 3,219   | 3,290   | 3,363   |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 57,853  | 59,041  | 60,628  | 62,257  | 63,931  | 65,649  |
|                       | 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用者数<br>(人/月)  | 42      | 46      | 45      | 44      | 43      | 42      |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 694     | 749     | 725     | 703     | 681     | 659     |
|                       | 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用者数<br>(人/月)  | 117     | 105     | 110     | 116     | 122     | 129     |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 2,027   | 1,872   | 1,988   | 2,111   | 2,241   | 2,380   |
|                       | 就労移行支援         | 利用者数<br>(人/月)  | 276     | 330     | 358     | 388     | 420     | 456     |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 4,809   | 5,338   | 5,690   | 6,066   | 6,467   | 6,893   |
|                       | 就労継続支援<br>(A型) | 利用者数<br>(人/月)  | 540     | 660     | 761     | 878     | 1,013   | 1,168   |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 10,456  | 12,729  | 14,650  | 16,862  | 19,407  | 22,336  |
|                       | 就労継続支援<br>(B型) | 利用者数<br>(人/月)  | 2,881   | 3,080   | 3,200   | 3,325   | 3,454   | 3,589   |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 47,337  | 50,311  | 52,385  | 54,544  | 56,793  | 59,134  |
|                       | 就労定着支援         | 利用者数<br>(人/月)  | —       | —       | —       | 410     | 637     | 873     |
|                       | 療養介護           | 利用者数<br>(人/月)  | 274     | 279     | 284     | 289     | 295     | 300     |
|                       | 短期入所<br>(福祉型)  | 利用者数<br>(人/月)  | 534     | 601     | 670     | 758     | 857     | 969     |
|                       |                | 延べ日数<br>(日/月)  | 5,329   | 5,900   | 6,426   | 6,842   | 7,284   | 7,756   |
| 短期入所<br>(医療型)         | 利用者数<br>(人/月)  | 41             | 41      | 51      | 62      | 69      | 77      |         |
|                       | 延べ日数<br>(日/月)  | 133            | 133     | 166     | 200     | 225     | 250     |         |
| 居<br>住                | 自立生活援助         | 利用者数<br>(人/月)  | —       | —       | —       | 36      | 38      | 40      |
|                       | 共同生活援助         | 利用者数<br>(人/月)  | 567     | 600     | 632     | 667     | 703     | 741     |
|                       | 施設入所支援         | 利用者数<br>(人/月)  | 1,408   | 1,401   | 1,398   | 1,394   | 1,391   | 1,387   |

| 内容      |   | 単位                   | 実績     |        | (見込)   | 見込(量)  |        |        |
|---------|---|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         |   |                      | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31年度  | H32年度  |
| 相談      | 計画相談支援  | 利用者数<br>(人/月)        | 498    | 625    | 705    | 839    | 1,000  | 1,191  |
|         | 地域移行支援  | 利用者数<br>(人/月)        | 4      | 7      | 8      | 9      | 11     | 13     |
|         | 地域定着支援  | 利用者数<br>(人/月)        | 28     | 24     | 21     | 21     | 21     | 21     |
| 児童      | 児童発達支援  | 利用児童数<br>(人/月)       | 681    | 872    | 1,223  | 1,446  | 1,660  | 1,851  |
|         |   | 延べ日数<br>(日/月)        | 8,059  | 10,186 | 12,927 | 15,284 | 17,546 | 19,565 |
|         | 医療型児童発達支援                                     | 利用児童数<br>(人/月)       | 55     | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
|         |   | 延べ日数<br>(日/月)        | 386    | 86     | 14     | 14     | 14     | 14     |
|         | 放課後等デイサービス                                    | 利用児童数<br>(人/月)       | 1,334  | 1,868  | 2,149  | 2,521  | 2,623  | 2,830  |
|         |   | 延べ日数<br>(日/月)        | 17,150 | 22,945 | 29,807 | 36,113 | 37,574 | 40,539 |
|         | 保育所等訪問支援                                      | 利用児童数<br>(人/月)       | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7      |
|         |   | 延べ日数<br>(日/月)        | 2      | 6      | 8      | 9      | 10     | 11     |
|         | 居宅訪問型児童発達支援                                   | 利用児童数<br>(人/月)       | —      | —      | —      | 31     | 35     | 39     |
|         |   | 延べ日数<br>(日/月)        | —      | —      | —      | 322    | 369    | 411    |
|         | 福祉型障害児入所施設                                    | 利用児童数<br>(人/月)       | 30     | 23     | 24     | 24     | 24     | 24     |
|         | 医療型障害児入所施設                                    | 利用児童数<br>(人/月)       | 23     | 23     | 23     | 24     | 24     | 24     |
| 障害児相談支援 | 利用児童数<br>(人/月)                                | 68                   | 104    | 124    | 148    | 176    | 209    |        |
| 発達障がい   | 発達障害者支援地域協議会の開催                               | 開催回数<br>(回/年)        | —      | —      | —      | 2      | 2      | 2      |
|         | 発達障害者支援センターによる相談支援                            | 相談件数<br>(件/年)        | —      | —      | —      | 393    | 400    | 407    |
|         | 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言         | 助言件数<br>(件/年)        | —      | —      | —      | 7      | 7      | 7      |
|         | 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 | 研修、啓発<br>件数<br>(件/年) | —      | —      | —      | 195    | 195    | 195    |

※児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込(量)を超過した場合に、児童福祉法第21条の5の15に基づく事業所指定について検討することとする。

#### IV 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

| 内容                 | 単位             | 実績      |         | (見込)    | 見込(量)   |         |         |
|--------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    |                | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | H31年度   | H32年度   |
| (1) 理解促進研修・啓発事業    | 実施の有無          | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      |
| (2) 自発的活動支援事業      | 実施の有無          | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      |
| (3) 相談支援事業         |                |         |         |         |         |         |         |
| 障害者相談支援事業          | 実施箇所数          | 14      | 14      | 14      | 14      | 14      | 14      |
| 基幹相談支援センター         | 設置の有無          | 設置      | 設置      | 設置      | 設置      | 設置      | 設置      |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業  | 実施の有無          | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      |
| (4) 成年後見制度利用支援事業   | 実利用者数(人/年)     | 11      | 15      | 19      | 24      | 31      | 40      |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無          | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      | 実施      |
| (6) 意思疎通支援事業       |                |         |         |         |         |         |         |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業    | 延べ利用者数(人/年)    | 4,363   | 4,014   | 4,512   | 4,647   | 4,786   | 4,882   |
| 手話通訳者設置事業          | 実設置者数          | 14      | 14      | 14      | 14      | 14      | 14      |
| (7) 日常生活用具給付等事業    |                |         |         |         |         |         |         |
| 合計                 | 給付件数           | 31,441  | 32,408  | 33,494  | 34,616  | 35,776  | 36,874  |
| ①介護・訓練支援用具         | 給付件数           | 170     | 199     | 204     | 211     | 218     | 225     |
| ②自立生活支援用具          | 給付件数           | 522     | 472     | 659     | 681     | 704     | 728     |
| ③在宅療養等支援用具         | 給付件数           | 433     | 400     | 478     | 494     | 511     | 528     |
| ④情報・意思疎通支援用具       | 給付件数           | 390     | 401     | 510     | 527     | 545     | 563     |
| ⑤排泄管理支援用具          | 給付件数           | 29,841  | 30,843  | 31,534  | 32,590  | 33,681  | 34,709  |
| ⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 給付件数           | 85      | 93      | 109     | 113     | 117     | 121     |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業    | 実養成講習修了者数(人/年) | 113     | 105     | 110     | 130     | 135     | 140     |
| (9) 移動支援事業         | 実利用者数(人/年)     | 3,479   | 3,634   | 3,808   | 3,991   | 4,183   | 4,384   |
|                    | 延べ利用時間数(時間/年)  | 588,392 | 658,386 | 689,989 | 723,108 | 757,817 | 794,192 |
| (10) 地域活動支援センター    |                |         |         |         |         |         |         |
| 神戸市内分              | 実施箇所数          | 20      | 19      | 19      | 19      | 19      | 19      |
|                    | 実利用者数(人/年)     | 536     | 544     | 552     | 559     | 567     | 575     |
| 他市町村分              | 実施箇所数          | 13      | 10      | 9       | 9       | 8       | 7       |
|                    | 実利用者数(人/年)     | 26      | 21      | 17      | 13      | 10      | 8       |

| 内容  | 単位             | 実績    |       | (見込)  | 見込(量) |       |       |
|---|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|   |                | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
| (11) 発達障害者支援センター運営事業  | 実施箇所数          | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
|   | 実利用者数(人/年)     | 7,449 | 7,964 | 8,100 | 8,200 | 8,300 | 8,400 |
| (12) 障害児等療育支援事業   | 実施箇所数          | 0     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
| (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業  |                |       |       |       |       |       |       |
| 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業   | 実養成講習修了者数(人/年) | 36    | 45    | 65    | 65    | 65    | 65    |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業  | 実養成講習修了者数(人/年) | 34    | 35    | 35    | 35    | 35    | 35    |
| (14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業  |                |       |       |       |       |       |       |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業  | 実利用件数(件/年)     | 517   | 650   | 528   | 539   | 550   | 561   |
| (15) 広域的な支援事業   |                |       |       |       |       |       |       |
| ①精神障害者地域生活支援広域調整等事業   |                |       |       |       |       |       |       |
| ア. 地域生活支援広域調整会議等事業  | 会議開催回数(回/年)    | —     | —     | —     | 3     | 3     | 3     |
| イ. 地域移行・地域生活支援事業  | ピアサポート従事者数     | —     | —     | —     | 30    | 30    | 30    |
| ②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業  | 協議会開催回数(回/年)   | —     | —     | —     | 2     | 2     | 2     |
| (16) その他実施する事業  | 実施の有無          | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    | 実施    |
| 訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等 |                |       |       |       |       |       |       |